



来年度予算・税制改正に関する要望 (重点事項)

令和 3 年 5 月

公益社団法人 日本薬剤師会

●新型コロナウイルス感染症に薬剤師・薬局が取り組んできたこと	P 2
●薬局経営の実情・薬局を取り巻く環境	P 3, 4, 5
●【要望】診療報酬・調剤報酬改定、【要望】薬価制度・薬価改定	P 6, 7
●【要望】薬局機能維持のための財政支援	P 8
●【要望】税制改正要望	P 9, 10, 11



新型コロナウイルス感染症に 薬剤師・薬局が取り組んできたこと

- コロナがどんなに蔓延しようとも、休業することなく、地域住民に必要な医薬品などの提供を行ってきたこと
※ダイヤモンドプリンセス号の乗客であった「くすり不足 助けて！」は国内で起こさないとの決意！
- 地域住民の方々への環境衛生（手洗い、うがい、換気、消毒など）意識・知識の普及と必要な物資の供給
- ワクチンの有効性、安全性などの地域住民からの相談への対応や接種現場での薬液管理及び調製・充填、予診への協力などワクチン早期接種への貢献

薬局経営の実情①

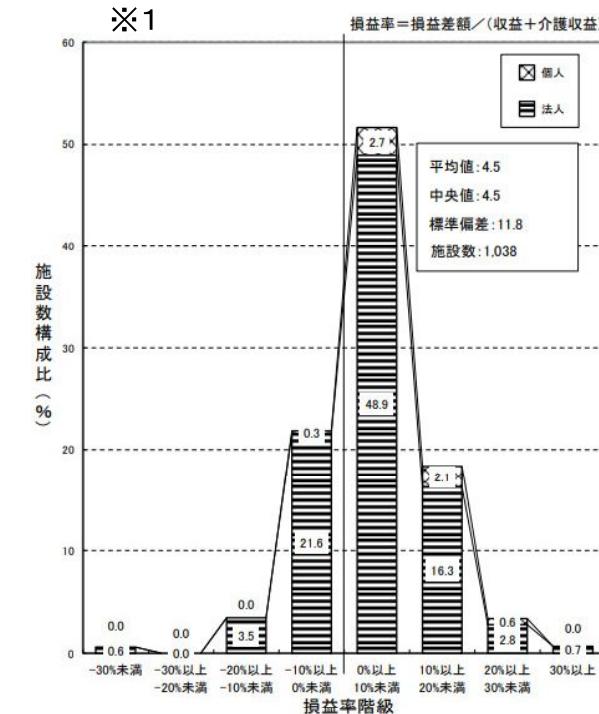
～コロナ・薬価改定・メーカー不祥事～

- 薬局経営の状況は、約3割の保険薬局で赤字経営であり、地域医療における薬局機能の維持は危機的な状況にある。※1
- 新型コロナウイルス感染症、薬価改定、後発品メーカーの不祥事が更なる追い打ちとなり、収支状況を大きく圧迫し、薬局経営に甚大な影響を与えている。
 - 本年4月の薬価改定（中間年改定）により平均4～5%程度引き下げられたことによる、備蓄医薬品の資産価値の減少

※調剤医療費の75%を占める薬剤費について、適切な医薬品提供を担保するため、
薬価改定に関係なく年度をまたいで確保せざるを得ない

※薬局での平均備蓄金額 13,226,690円（薬価ベース）※2

- 小林化工、日医工の不祥事等による医薬品の回収が頻発。必要な後発医薬品の供給が滞り、国民への医薬品提供に多大な支障をきたし、薬局の負担も増大。



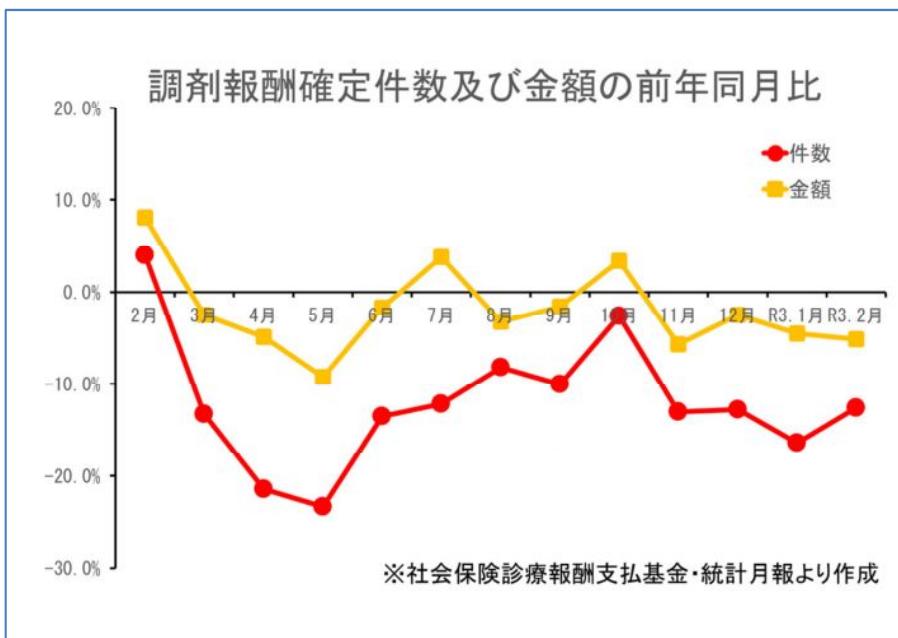
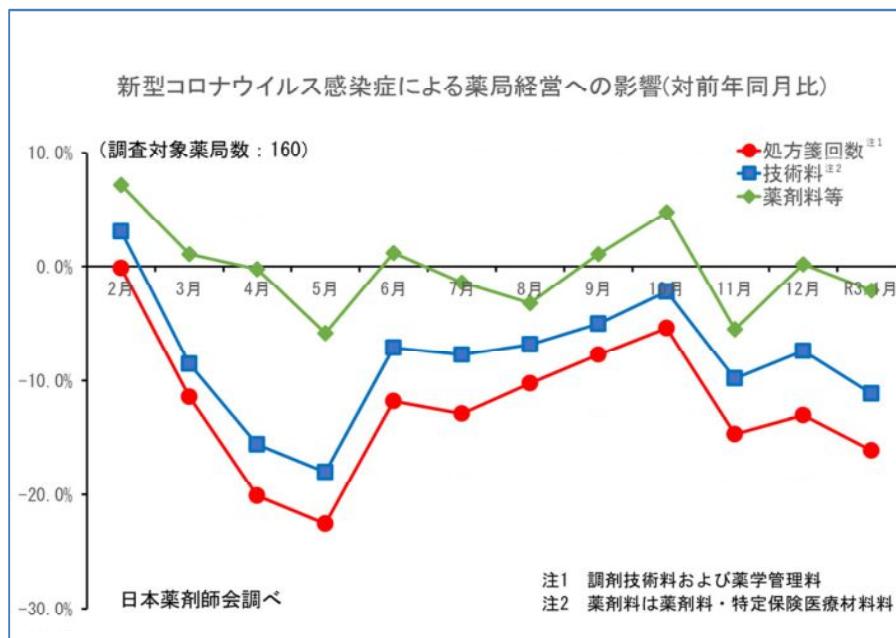


薬局経営の実情②

～コロナ・薬価改定・メーカー不祥事～

新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴う患者の受診控えによる処方箋枚数の減少、及び、薬剤の投与日数の長期化による処方箋1枚あたり薬剤費の増加

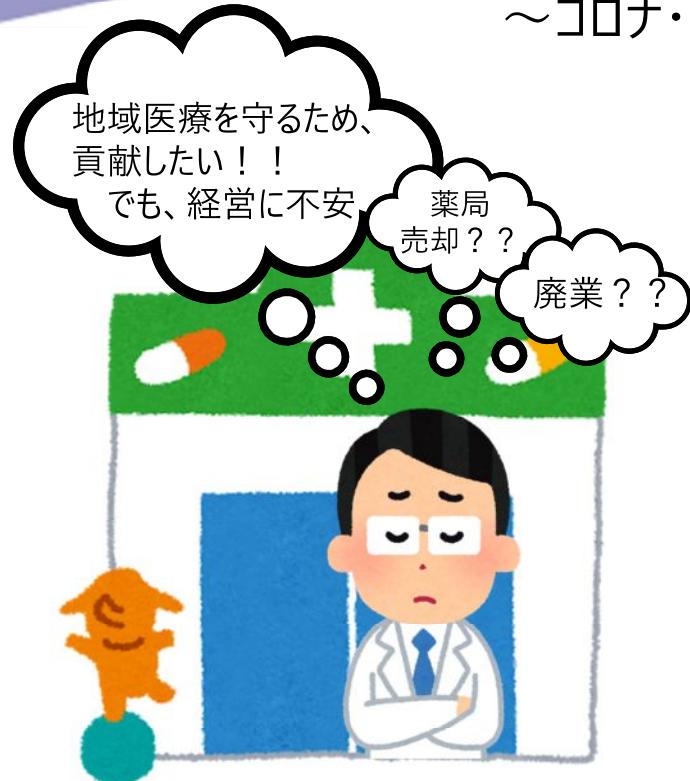
- 新型コロナウイルスの感染拡大に終息の兆しが見えない中、社会インフラである薬局・薬剤師がその機能を将来にわたって維持するための安定した経営が厳しくなっている。





薬局経営の実情③

～コロナ・薬価改定・メーカー不祥事～



一般的な薬局の姿

- 年間収入 1億1千万円程度だが、税引前損益差額で170万円程度
- 費用のうち薬剤費は、7100万円程度
- 薬剤師数 2～3人、
- 処方箋応需枚数 年間 13059枚 月間 1088枚
- 平均応需医療機関数 46.9件 平均備蓄医薬品数 1205品目
- 平均在庫金額 13,226,690円



応需医療機関数 ↑

さらに後発品使用促進による在庫医薬品 ↑
毎年薬価改定で在庫医薬品価値 ↓



コロナによる患者数 ↓

長期処方により薬剤費 ↑ 収益率 ↓



後発医薬品の度重なる回収続出で、国是
である後発医薬品の使用促進ができない

<予算関連>

【要望】診療報酬・調剤報酬改定



- 財源配分にあたっては、新型コロナウイルス感染症に起因する薬局経営上の疲弊の状況、中間年薬価改定の影響や薬局の収支構造ならびに経営実態等にも配慮し、各科（医科・歯科・調剤）の技術料の割合に応じた公平な取り扱いが行われるべきである。
- その際に、地域包括ケアシステムを支える上で不可欠な「医薬品の一元的かつ継続的な薬学管理」に取り組む薬局は、敷地内薬局に代表されるような「特定の医療機関」の処方箋を応需する効率的な薬局に比べて、経営が厳しいという点を是非ご理解いただきたい。

※複数の診療科で診察を受けている患者は年齢が上がると多くなるが、患者が診察を受けている複数の診療科の医薬品についても、「一元的かつ継続的な薬学管理」に取り組む薬局では、対応する医療機関の機能が多様であり、施設数も多くなることから、備蓄医薬品数は非常に多く、必要な薬学管理も複雑化する。

【要望】薬価制度・薬価改定



- 来年度の薬価改定においては、
このような薬局経営への影響、
新型コロナウイルス感染症による影響を十分考慮することがしたうえで、
適切に行われるべき。
- また、薬価制度の改革にあたっては、
イノベーションの成果として創出された優れた医薬品を、いち早く医療保
険の中で、
安全かつ適切に使用できるようにすることが、医療の質向上につながる
ことになることを踏まえ、
我が国で優れた医薬品への研究・開発・製造・流通への投資が活発
になる予見可能性の高い薬価制度の改革を検討すべきである。

【要望】薬局機能維持のための財政支援

- ・ 薬局は医療法で医療提供施設として明確に位置付けられており、地域の社会インフラとして機能する事が求められている。
- ・ しかし、薬局薬剤師は、国による新型コロナウイルス感染症対応に係る慰労金の支給対象として認められず、地域医療における医薬品提供体制の維持に取り組んでいる薬局薬剤師は著しく不公平感を感じている。
- ・ 地域医療を支える上で必要な、社会インフラとしての薬局機能を維持するため、調剤報酬のみならず、コロナと戦う薬局薬剤師・薬局従事者への慰労金の支給を含め、薬局への直接的な財政支援をお願いする。



【要望】 新型コロナウイルス関係

○新型コロナウイルス感染症により、経営が悪化した薬局を対象とした「課税繰り延べ制度」を創設すること（法人税関係）

- ・ 新型コロナウイルス感染拡大に伴う受診控え等により医療機関における外来患者が減少し、薬局においても患者数が減少している。
- ・ また、感染拡大防止のため処方日数が長期化しており、薬局への来局回数も減少し、薬局の経営に極めて深刻な影響を及ぼしている。
- ・ 緊急事態宣言下であっても、薬局は地域医療を守るために開局し、患者数が減少しても従事者の雇用を継続し業務を続けている。
- ・ 多くの薬局は中小で経営基盤が脆弱であり、今回の新型コロナウイルス感染症による経営への影響は甚大であり、回復までに年数を要する。
- ・ 薬局が機能を維持して、地域医療を守るため、新型コロナウイルス感染症により経営状況が悪化した薬局を対象とした課税繰り延べ制度の創設を要望する。

【要望】在庫医薬品の資産価値減少への対応

○薬価の引き下げに伴う在庫医薬品の資産価値減少に対応した税制優遇措置を創設すること（所得税・法人税関係）

- これまでの2年に1度の薬価引き下げに加えて、今年度は薬価制度の抜本改革として、初めて中間年の薬価引き下げが行われた。
- 今後も毎年度薬価引き下げが行われるのであれば、薬局調剤医療費の約74%は薬剤料、特定保険医療材料が占めていることから、薬価引き下げは、保険薬局の維持・運営等に、これまで以上に大変大きな影響がある。
- そのため、今後は薬価引き下げに伴う在庫医薬品の資産価値減少に対して、税制優遇措置が行われる制度を創設するよう要望する。

※ 参考 平成20年度以降の薬価の引き下げ（薬価ベース）

平成20年度	△ 5.2 %	平成22年度	△ 5.7 5 %
平成24年度	△ 6.0 0 %	平成26年度	△ 5.6 4 % (消費税引上げ分を除く)
平成28年度	△ 6.4 7 %	平成30年度	△ 7.4 8 %
令和 元年 9月	△ 4.3 5 % (消費税引上げ分を除く)	令和 2 年度	△ 4.3 8 %
令和 3 年度	(中間年改定、薬価単独のため未公表)		

【要望】 事業税の取扱い

○保険調剤報酬（社会保険診療報酬）に係る個人事業税の非課税措置（特別措置）を存続すること（地方税関係）

- ・ 保険調剤は、調剤報酬点数表及び薬価基準という国が定めた公定価格に基づき、地域住民に社会保険診療（保険調剤）サービスを提供する、極めて公益性の高い事業である。
- ・ 保険調剤報酬の個人事業税に係る非課税措置は、その公益性と種々の制約を勘案し、従来より非課税措置がとられてきている。また、この非課税措置は国民医療に貢献する医薬分業を推進する上でも重要な機能を果たしている。
- ・ これらの理由から、今後とも、標記事業税の特別措置を継続するよう、強く要望する。